

## 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案に対する意見募集結果について

### 1 募集期間と意見件数

- (1) 期間 平成27年10月16日(金)から10月25日(日)までの10日間  
 (2) 件数 20人の方から、32件の意見が寄せられました。

### 2 意見に対する考え方

	意見の内容	意見に対する考え方
風俗営業の延長許容地域・営業延長許容時間	風俗営業の延長許容地域は流川地区、営業延長許容時間は午前1時とすることについて賛成とする意見	ご意見を踏まえ、風俗営業の延長許容地域は流川地区、営業延長許容時間は午前1時とする案としております。
ゲームセンターへの年少者の立入り制限等	日没以後の年少者の立入り規制を午後6時以後とすることについて賛成とする意見	年少者の立入りを制限する時間を午後6時以後とすることについて、「制限される時間が明確になるのは分かりやすくよい」、「業者や年少者にとっても分かりやすくよい」などの理由から、年少者の日没以後の立入り制限を午後6時以後とすることが適切とするご意見がありました。 これらのご意見を踏まえ、16歳未満の年少者の立入り制限は午後6時以後とする案としております。
	午後6時以後午後10時前の時間の立入りを保護者同伴とすることについて賛成とする意見	午後6時以後午後10時前の時間の年少者の立入りを保護者同伴であれば認めることについて、「家族のコミュニケーションの場が増えてよい」、「保護者同伴での入場であれば全く問題がない。」などの理由から、認めることが適切とするご意見がありました。 これらのご意見を踏まえ、保護者が同伴している場合は、午後6時以後午後10時前の時間においては、年少者の立ち入らせを認める案としております。
	その他の意見	「夕方5時で入れなくなるのは早すぎる」とのご意見がありました。日没時以後の制限であれば、時期によってはご意見のとおり午後5時台で立入り制限されることもあります。 ご意見を踏まえ、年少者の立入り制限を午後6時以後とする案としております。
		成人の方から、「ゲームセンターの店員に注意をされるので(制限を)解除して欲しい」とするご意見がありました。 ご意見を踏まえ、保護者が同伴している場合は、午後6時以後午後10時前までの時間においては、年少者の立ち入らせを認める案としております。
		年少者の立ち入らせについて、ゲームセンターがカラオケ店よりも厳しく制限される理由を確認したいとの趣旨のご意見がありました。 ゲームセンター等営業は、ゲーム機賭博、少年非行の温床となるおそれがあるため、風俗営業の許可を必要とする営業であり、厳格な規制がなされております。 また、一般的なゲームセンターは、一つのスペースで複数の年少者がゲーム等を行うため、遅い時間帯の立入りを認めると異なるグループ間の繋がりが強まり、非行集団の形成、非行少年のたまり場となるなど非行の温床となるおそれがありますので、午後6時以後の立入り制限をすることが青少年の健全な育成に資することとなるものと考えております。
	「ショッピングセンターの営業時間に合わせた方がいいと思う。」のご意見がありました。 年少者の午後10時以降の立ち入らせは法律により禁止されており、またショッピングセンターの営業時間は店舗によって異なることから個別の規制を設けることが困難であり、一律に年少者の立ち入らせについては、保護者が同伴している場合は、午後6時以後午後10時前までの時間においては認める案としております。	

	意見の内容	意見に対する考え方
特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域の指定・営業時間・騒音・振動・遵守事項	特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域は流川地区、営業時間は午前5時から午前6時まで制限、騒音・振動は風俗営業の制限と同一、遵守事項は3項目とすることについて賛成とする意見	新たな特定遊興飲食店営業について、一定の規制が必要と認められ、ご意見を踏まえ、特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域は流川地区、営業時間は午前5時から午前6時まで制限、騒音・振動は風俗営業(深夜における飲食店営業)の制限と同一、遵守事項は3項目とする案としております。
風俗環境保全協議会を置く地域の指定	風俗環境保全協議会は特に必要ないという意見	風俗環境保全協議会を置く地域について、特に必要はないとのご意見がありました。 この度の条例案では、新たに深夜に営業する特定遊興飲食店営業を認めることとしておりますので、良好な風俗環境の保全に支障が生じることのないよう、風俗環境保全協議会を置く地域は流川地区を指定する案としております。
	風俗環境保全協議会を置く地域を流川地区とすることについて賛成とする意見	ご意見を踏まえ、風俗環境保全協議会を置く地域は流川地区を指定する案としております。

※ 各意見の件数

- 風俗営業延長許容地域, 時間 1件
- ゲームセンター 25件
  - ・ 日没以後の年少者の立入規制を午後6時以後とすることについて賛成とする意見 4件
  - ・ 午後6時以後午後10時前の時間の立入りを保護者同伴とすることについて賛成とする意見 16件
  - ・ その他の意見(夕方5時で入れなくなるのは早すぎるとのご意見) 1件
  - ・ その他の意見(ゲームセンターの店員に注意をされるので(制限を)解除して欲しいとするご意見) 1件
  - ・ その他の意見(ゲームセンターがカラオケ店よりも厳しく制限される理由を確認したいとの趣旨のご意見) 2件
  - ・ その他の意見(ショッピングセンターの営業時間に合わせた方がいいとのご意見) 1件
- 特定遊興飲食店関係 4件
  - ・ 特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域, 営業時間, 騒音・振動, 遵守事項について賛成とする意見 4件
- 風俗環境保全協議会 2件
  - ・ 風俗環境保全協議会は特に必要ないという意見 1件
  - ・ 風俗環境保全協議会を置く地域を流川地区とすることについて賛成とする意見 1件

計 32件